

平成23年さぬき市議会第1回定例会議案

平成23年2月28日提出

市長提出議案

議案第41号 さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 4 1 号

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 2 月 2 8 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の育児休業等に関する条例（平成14年さぬき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合

又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による産前の休業措置又は同条第2項の規定による産後の就業禁止措置として与えられる休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合  
第3条に次の2号を加える。

- (6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。  
(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

すること。

第17条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第18条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年さぬき市議会第1回定例会議案

平成23年3月10日提出

市長提出議案

- 同意第1号 さぬき市教育委員会委員の任命について
- 同意第2号 さぬき市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第3号 さぬき市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第4号 さぬき市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第5号 さぬき市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第6号 さぬき市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

同意第1号

さぬき市教育委員会委員の任命について

さぬき市教育委員会の委員福家弘文氏が平成23年5月21日任期満了につき、下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成23年3月10日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

住 所 さぬき市造田是弘731番地2

氏 名 細川哲士

生年月日 昭和21年1月27日生(満65歳)

同意第2号

さぬき市固定資産評価審査委員会委員の選任について

さぬき市固定資産評価審査委員会の委員赤山芳隆氏が平成23年5月21日任期満了につき、下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成23年3月10日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

住 所 さぬき市津田町鶴羽597番地

氏 名 赤 山 芳 隆

生年月日 昭和26年8月21日生（満59歳）

同意第3号

さぬき市固定資産評価審査委員会委員の選任について

さぬき市固定資産評価審査委員会の委員三村利夫氏が平成23年5月21日任期満了につき、下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成23年3月10日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

住 所 さぬき市大川町富田中3500番地8

氏 名 三 村 利 夫

生年月日 昭和21年11月24日生（満64歳）

同意第4号

さぬき市固定資産評価審査委員会委員の選任について

さぬき市固定資産評価審査委員会の委員金川幸二氏が平成23年5月21日任期満了につき、下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成23年3月10日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

住 所 さぬき市志度4372番地3

氏 名 金 川 幸 二

生年月日 昭和29年2月2日生（満57歳）

同意第5号

さぬき市固定資産評価審査委員会委員の選任について

さぬき市固定資産評価審査委員会の委員多田敏則氏が平成23年5月21日任期満了につき、下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成23年3月10日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

住 所	さぬき市寒川町神前2471番地
氏 名	多 田 敏 則
生年月日	昭和21年12月2日生（満64歳）

同意第6号

さぬき市固定資産評価審査委員会委員の選任について

さぬき市固定資産評価審査委員会の委員和木國博氏が平成23年5月21日任期満了につき、下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成23年3月10日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

住 所 さぬき市造田是弘181番地1

氏 名 大野憲治

生年月日 昭和22年5月10日生（満63歳）

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成23年3月10日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

住 所	さぬき市寒川町神前2467番地
氏 名	多田春代
生年月日	昭和25年1月30日生（満61歳）